

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

海津市未来へつなぐまち・ひと・しごと創生推進交付金計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県海津市

### 3 地域再生計画の区域

岐阜県海津市の全域

### 4 地域再生計画の目標

本市の総人口は、1995年の41,694人をピークに減少しており、国勢調査結果によると2020年には32,735人となった。国立社会保障・人口問題研究所によると、このまま対策を講じない場合、2050年には総人口が17,756人となる見込みである。また、年齢3区分別の人口及び高齢化率を見ると、1995年には年少人口（0～14歳）が7,552人、生産年齢人口（15～64歳）が27,759人、高齢人口（65歳以上）が6,383人、高齢化率が15.3%であったものが、2020年では年少人口が3,270人、生産年齢人口が18,152人、高齢人口が11,257人となり、高齢化率も34.4%まで上昇した。

総人口が減少している要因として、社会減及び自然減が拡大傾向にあることが挙げられる。社会増減については、1995年頃を境に転出者数が転入者数を上回り、最近では年間の転出超過数は100～200人程度であり、2020年においては134人の社会減となっている。自然増減については、出生数が一貫して減少傾向にある一方死亡数が増加傾向にあり、2005年以降は死亡数が出生数を超え、自然減少が拡大しつつある。2020年においては296人の自然減となっている。

このまま人口減少が続くと、生活関連サービス（小売・飲食・娯楽・医療機関等）の縮小により、生活に必要な商品やサービスを入手することが困難になる等、日々の生活が不便になり、税収減による行政サービス水準の低下により、生活の利便性が低下するおそれがある。また、公共施設や道路、橋、上下水道といった

インフラの統廃合、老朽化問題が深刻になり、地域公共交通の撤退・縮小により、交通弱者等への影響が大きくなり、空き家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地の増加により、景観の悪化、治安の悪化、家屋の倒壊や火災発生といった防災上の問題が発生し、地域の魅力の低下につながるおそれもある。さらに、地域コミュニティの機能低下により、住民組織の担い手が不足し共助機能が低下することで、地域の歴史や伝統文化の継承、祭り等が継続困難になるおそれもあり、消防団数の減少は地域の防災力を低下させ、児童数減により学校を統廃合しなくてはいけなくなる等、様々な課題が生じる。

これらの課題に対応するため、人口の自然減に対しては、結婚から子育てにいたる幅広い支援や、子育て環境、教育環境の充実を進める。また、社会減に対する取り組みとしては、海津市の観光・文化資源を発掘し、新たな魅力を増やしていくことや、県下トップクラスの観光資源を活用し、交流人口を増加させる。そして観光等を契機として、スポーツ振興や周辺自治体との連携、高校・大学との連携により、多様な形態で本市に関わりを持っていただく関係人口の増加を目指す。さらに、地域産業の振興、雇用の確保・創出、若者の就業支援等により、移住の候補地に選ばれるためのまちづくりを進める。具体的な事業は、以下の基本目標に基づいて実施する。

- ・基本目標 1 まちの魅力を向上し、人を呼び込む【交流人口の増加】
- ・基本目標 2 多様なかたちで市外の人と関わる【関係人口の増加】
- ・基本目標 3 移住先として選ばれるまちに【移住人口の増加】
- ・基本目標 4 定住者の満足度向上【定住促進】

### 【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2026年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	主要観光拠点入込客数	3,708千人	4,817千人	基本目標 1
イ	ふるさと応援寄附金の 寄附件数	2,318件	8,000件	基本目標 2

ウ	転入者数（単年度）	911人	1,150人	基本目標3
エ	人口の維持	31,815人	30,600人	基本目標4

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### ○ まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））の活用（内閣府）：【A3017】

##### ① 事業の名称

海津市未来へつなぐまち・ひと・しごと創生推進交付金計画

ア まちの魅力を向上し、人を呼び込む【交流人口の増加】事業

イ 多様なかたちで市外の人と関わる【関係人口の増加】事業

ウ 移住先として選ばれるまちに【移住人口の増加】事業

エ 定住者の満足度向上【定住促進】事業

##### ② 事業の内容

#### ア まちの魅力を向上し、人を呼び込む【交流人口の増加】事業

地域における観光資源・地域資源、歴史文化、また本市が誇る豊かな自然環境をブラッシュアップし、観光客を増加させる。また、まちの宝物を発掘し、新しい魅力づくりに努める。

##### 【具体的な事業】

- ・道の駅や温泉等、既存観光資源を充実させ市内周遊促観光の促進進を図る既存観光施設の充実・活用事業
- ・製造業を中心とする本市の産業について、産業観光としての可能性を探り、企業と連携して観光資源化を図る産業観光の発掘事業
- ・若者層をターゲットとした野外音楽フェスの開催を通じて地域の魅力を広く発信し、広域からの集客と経済活性化を図る事業 等

#### イ 多様なかたちで市外の人と関わる【関係人口の増加】事業

スポーツフィッシング、ロードバイク等、多様な人々の余暇活動に最適な環境・情報を提供することで、まちへの愛着心を育て、海津市ファ

ンを獲得する。また、他自治体や高校・大学との連携を深め、観光・就業・地域振興・学業等様々な形でまちに関わる関係人口の増加を図る。

**【具体的な事業】**

- ・ 様々なスポーツイベントを開催し、関係人口を増やすシティプロモーション事業
- ・ 高校生等の若者とまちづくりワークショップを開催し、地域活性化に繋がる事業を連携して実施する事業
- ・ 海津市の魅力を映像等で効果的に発信し、若者や子育て世代、市外からの観光誘客を拡大するシティプロモーション事業
- ・ 都市部の子育て世代が地域に短期滞在し、こどもは自然豊かな環境での保育を体験、大人は農業等の田舎暮らし体験をすることで、本市の魅力を感じてもらい移住促進を促す保育園留学事業 等

**ウ 移住先として選ばれるまちに【移住人口の増加】事業**

企業誘致、就業・起業家支援等、移住先候補地としての支援事業に取り組む。また、快適な道路交通網を維持し、交通ネットワークについては効率的に運用するほか、空き家バンク等を活用することで移住者の受け入れ環境を整える。

**【具体的な事業】**

- ・ 新規就農者等の施設整備等の負担を軽減する等円滑な就業を促進する新規就農者支援事業
- ・ 企業市内誘致のため、工場等を新設または増設する事業者に対して奨励金を交付する工場等設置奨励・雇用促進奨励事業
- ・ 観光、農業、防災、測量など幅広い産業等の振興を図るため、ドローンを活用する事業
- ・ 農業の効率化を図るため、ICTやAIなどを活用したスマート農業の導入を支援する事業
- ・ 交通弱者や運転免許の自主返納の増加に対応するため、公共交通などにスマートモビリティを活用する事業
- ・ 市民の利便性向上及び行政側の事務負担やコストの軽減を図るため、マイナンバーカードの活用及び取得を促進する事業

- ・空き家を改修し、中長期滞在が可能な体験住宅として整備し、生活体験プログラムを併せて提供する住定住促進体験住宅事業
- ・SNS 運用やマーケティングのスキル習得講座を実施し、在宅ワーク環境を整備するテレワーカー養成講座事業 等

## エ 定住者の満足度向上【定住促進】事業

地域コミュニティによる地域防災力の向上や見守りの強化、増加する高齢者への対応等によって、すべての住民が安心して暮らせる地域づくりを進める。また、少子化の抑制を図るため、結婚支援や子育て環境の整備に取り組むことで人口の自然減や流出に歯止めをかけ、定住促進につなげる。

### 【具体的な事業】

- ・結婚や出産等で退職した女性の再就職を支援したり、男性も積極的に育児休業を活用できる支援等、再雇用を支援する事業
- ・コンサポ・ぎふ等と連携し、市民の婚活を応援することで、成婚率の向上を目指す等婚活支援や子育て支援に関する事業 等

※ なお、詳細は第2期海津市創生総合戦略のとおり。

## ③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

## ④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度6月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに海津市ホームページ上で公表する。

## ⑤ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2027年3月31日まで

## 5-3 その他の事業

### ○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用（内閣府）：

#### 【E2001】

#### ① 事業の名称

5-2の①事業の名称に同じ。

#### ② 事業の内容

5-2の②事業の内容に同じ。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））  
4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

5-2の④事業の評価の方法（PDCAサイクル）に同じ。

⑤ 事業実施期間

5-2の⑤事業実施期間に同じ。

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2027年3月31日まで